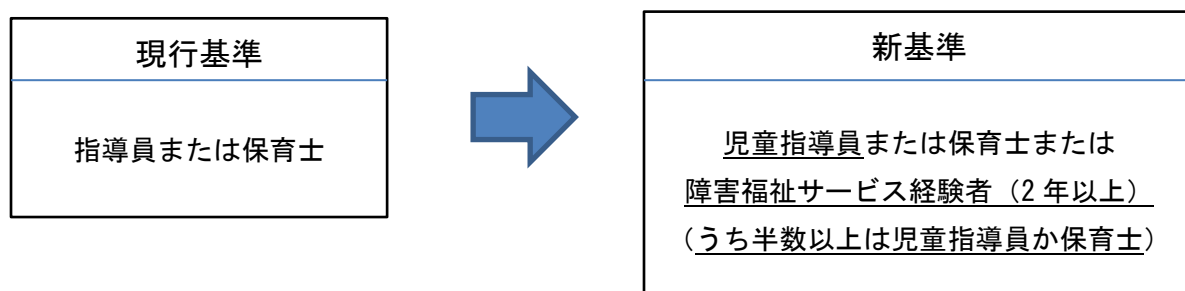


# 指定放課後等デイサービス事業者等の皆様へのお知らせ

## ① 放課後等デイサービスの人員基準が変わります

放課後等デイサービスにおける人員基準（管理者、児童発達支援管理責任者を除く。）が、平成 29 年 4 月 1 日から下記のとおり変更になります。

現在指定を受けている事業者の皆様におかれては、経過措置により平成 30 年 3 月 31 日までに新基準に移行していただくこととなりますので、ご注意ください。

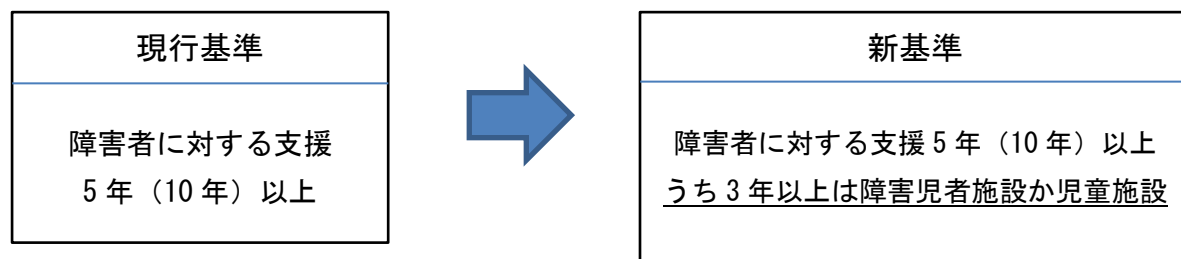


※児童指導員の資格要件・・・「障がい児通所支援指定申請のてびき」の16ページをご参照ください。

## ② 児童発達支援管理責任者の実務経験が変わります

障害児支援における児童発達支援管理責任者になるための実務経験のうち、障害児施設や障害者施設、児童施設での実務経験が、平成 29 年 4 月 1 日から3年以上必要となります。

現在配置されている児童発達支援管理責任者について、経過措置により平成 30 年 3 月 31 日までは新基準を満たしているものとみなされますが、それ以降については新基準を満たす児童発達支援管理責任者の配置をお願いします。



### ③ 事業内容の情報提供が義務付けられます

放課後等デイサービスを利用しようとする障がい児が、適切かつ円滑に利用できるよう、事業者は事業内容に関して情報提供することが義務付けられました。

また、事業者は次の事項について自己評価を行うとともに、利用する障がい児の保護者による評価を受けて改善し、その内容を年1回以上インターネットその他の方法により公表しなければなりません。

1. 利用する障がい児とその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備状況
2. 従業員の勤務体制、資質向上のための取組状況
3. 放課後等デイサービス事業用の設備、備品等の状況
4. 関係機関と地域との連携、交流等の取組状況
5. 利用する障がい児とその保護者に対する必要な情報提供、助言その他の援助の実施状況
6. 緊急時等における対応方法と非常災害対策
7. サービス提供に係る業務改善のための措置の実施状況

※ 詳細については、まだ不明な点がありますが、今後、厚生労働省から示される解釈通知等を大阪府のホームページに掲載する予定です。

#### 【お問い合わせ先】

大阪府福祉部 障がい福祉室  
生活基盤推進課 推進グループ指定担当  
電話：06-6941-0351（代表）  
内線：2458、2461、4487、4519、4520  
FAX：06-6944-6674